

# タイ国バンコク都の駐車場政策と駐車場整備に関する研究\*

## A Study on the Car-parking Policy and Car-parking Problems in Bangkok Area\*

日野祐滋\*\*・木下瑞夫\*\*\*・大沢昌玄\*\*\*\*・岸井隆幸\*\*\*\*\*

By Yuji HINO\*\*・Mizuo KISHITA\*\*\*・Masaharu Osawa\*\*\*\*・Takayuki Kishii\*\*\*\*\*

### 1. はじめに

タイ国の首都バンコクは、20世紀後半以降、急速に人口の集中が進み、現在では、都市圏人口が1,000万人を超える大都市となっている。バンコクでは、1990年代以降、ようやく都市鉄道の建設が進められているが、それまでは、都市内の主たる移動手段は自動車交通に限られていた。このため、これまで自動車交通の増加に対応して道路整備が進められてきたが、経済発展に伴う自動車交通の拡大に対処しきれず、バンコク市街地では慢性的な渋滞が発生している。

また、1990年代に入り、バンコク郊外のみならず都心部においても巨大な駐車場を伴う大型ショッピングセンターの開設が進み、道路交通渋滞が一層進展している。

駐車場は、道路とともに自動車交通を支える重要な基盤であり、自動車交通の適切な管理、運営のためには、不可欠な施設であり、日本では、駐車場法第12条に基づく駐車場設置義務制度などにより、必要最低限の駐車場を確保する対策が講じられている。

本研究は、こうした状況を踏まえ、タイにおける駐車場整備にかかる法的な基準、制限等の内容の分析、バンコクにおける駐車場整備の実態調査を行うことにより、バンコクにおける駐車場整備の問題点を明らかにし、バンコク都における今後の駐車場整備および都市交通政策について提言することを目的とする。なお、これまで、バンコクの駐車場整備に係る制度や実態について調査、分析を行った研究は見当たらない。

### 2. 研究の方法

#### (1) タイにおける駐車場整備にかかる各種基準の分析

研究では、まず、タイ国においてこれまで自動車駐車場に対して、いつ、どのような対策が講じられてきたかに

\*キーワード：駐車場計画、道路計画、鉄道計画

\*\* 正員、工博 社団法人日本モノレール協会

日本大学理工学部土木工学科非常勤講師

(東京都千代田区内神田2-12-10、TEL:03-3258-6471、

E-mail: hino@nihon-monorail.or.jp)

\*\*\* 正員、工博 明星大学理工学部総合理工学科教授

\*\*\*\* 正員、工博 日本大学理工学部土木工学科専任講師

\*\*\*\*\*フェロー、工博 日本大学理工学部土木工学科教授

ついて分析した。方法としては、タイ国内閣府ホームページの官報検索サイト<sup>1)</sup>を活用し、タイ国でこれまでに官報に告示された全法令等の中から駐車場に関する規定を含んでいると思われるものを収集分析し、駐車場に関する規定、駐車場対策の時期、内容等の全体像を明らかにした。

さらに、この分析結果に誤りがないかどうか確認するため、平成19年8月に、バンコクの駐車場政策を所管するバンコク都庁公共事業局の担当者にヒアリングを行なった。

#### (2) バンコクにおける駐車場整備の実態

バンコクの市街地において、実際にどれだけの駐車場が整備されているかを把握した。この際、バンコク市街地の発展の経緯を踏まえ、旧都心部商業地区、現都心商業地区、新興ショッピング地区ごとに、対象エリアを設定して駐車場整備の実態を把握した。

駐車可能台数の把握に当たっては、大型商業施設では、そのホームページから駐車場の施設状況、駐車可能台数等の把握を行った。また、ホームページでは確認できない駐車場については、現地調査を実施、駐車場の整備状況、駐車可能台数についての把握を行った。

### 3. バンコク大都市圏の状況

#### (1) 人口動態

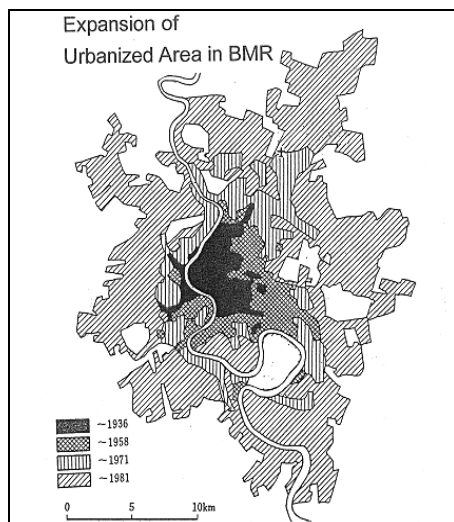
バンコク都に隣接する5県を加えたバンコク大都市圏の人口は、2000年には1,000万人を超えており、1960年人口の3倍に達している。

表-1 バンコク大都市圏の人口の推移 (単位:千人)

| 県         | 1960年  | 1970年  | 1980年  | 1990年  | 2000年  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| バンコク      | 2,136  | 3,185  | 4,852  | 5,882  | 6,355  |
| ノンタブリ     | 196    | 278    | 383    | 575    | 817    |
| バトゥムタニ    | 190    | 242    | 332    | 412    | 678    |
| サムットプラカーン | 235    | 341    | 503    | 770    | 1,028  |
| サムットサーコン  | 166    | 208    | 256    | 321    | 466    |
| ナコンパトム    | 370    | 434    | 545    | 630    | 815    |
| BMR計      | 3,293  | 4,688  | 6,871  | 8,590  | 10,159 |
| タイ全国      | 26,392 | 35,745 | 46,718 | 55,595 | 60,925 |

#### (2) 市街地の発展動向

1960年代以降、タイ国経済の発展、モータリゼーションの進展により、市街地が急速に郊外部に拡大した。

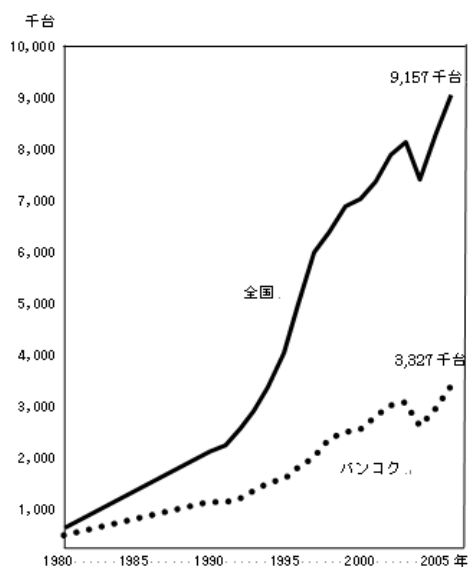


図－1 バンコク大都市圏の市街地の拡大

### (3) 自動車保有台数の推移

タイ全国の自動車保有台数は 2006 年現在 916 万台であるが、これは 1980 年時点の 82 万台の約 11 倍の台数である。また、2006 年時点のバンコク都の保有台数は 333 万台と全国の約 36%を占める。バンコクの人口は全国の約 10%であることから、バンコク都に自動車保有が集中していることが分かる。

バンコク都の 1 人当たりの自動車保有台数は 0.52 であり、これは、東京都の場合（人口 1258 万（平成 17 年国勢調査）に 4,173 千台（二輪車除き）から）の 0.33 に対して約 6 割も高い。



図－2 タイ国の自動車保有台数の推移<sup>2)</sup>  
(二輪車を除く)

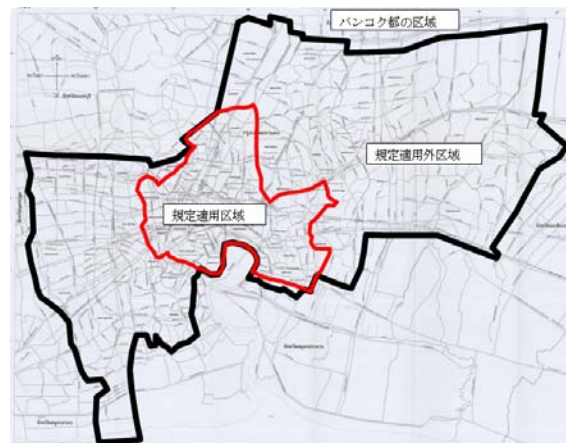
## 4. タイにおける駐車場整備にかかる規定

### 4－1. 駐車場設置規定：政令 7 号（1974 年 5 月制定）

タイにおいて、駐車場の設置に対する規定が設けられたのは 1974 年に建築監督法に基づく政令第 7 号が定められたのが最初である。これにより、駐車場整備が義務

付けられる建築物の種類と整備すべき駐車場の台数が規定された。この政令制定以前は、駐車場の整備は、建物あるいは自動車の所有者の独自の判断で行なわれていたものと考えられる。

#### 1) 対象区域



図－3 バンコクにおける政令 7 号適用区域

#### 2) 規定の内容

この規定が適用されたのは、バンコク都の中の中心部（1971 年 12 月時点のテッサバン・ナコンルアングの区域）、及び全国の市町（テッサバン）、その他建築監督法の適用を受けている区域に対してである。バンコクにおける規定適用区域は図－3 に示すとおりであった。

政令第 7 号第 2 条では、駐車場を整備すべき建築物と整備すべき駐車場台数が規定された。

##### (1) 駐車場の設置が義務付けられる建築物

- ① 劇場 観客席 500 以上
- ② ホテル 客室 30 以上
- ③ コンドミニウム 一世帯あたりの面積が 60 m<sup>2</sup> 以上
- ④ 料理店 客席床の面積が 150 m<sup>2</sup> 以上
- ⑤ 百貨店 300 m<sup>2</sup> 以上
- ⑥ 事務所 300 m<sup>2</sup> 以上
- ⑦ 大規模建築物（注：大規模建築物とは、高さが地上 15 m 以上で延床面積が 1000 m<sup>2</sup> 以上、または、延床面積 2000 m<sup>2</sup> 以上の建物）
- ⑧ ②のホテル、④の料理店、及び、⑦の大規模建築物のホール

##### (2) 整備すべき駐車場の台数

整備すべき駐車場の台数は、劇場では観客席の数を、ホテル・コンドミニウムでは部屋数、その他の建築物では床面積を基準にして規定している。

表－２ 整備すべき駐車台数（政令 7 号 3 条）

|           |                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①劇場       | 観客席 20 席につき 1 台。プラナコン等では、観客席 10 席に対して 1 台。                                                                                 |
| ②ホテル      | 客室数 100 室以下の場合 客室 30 室に対して 10 台、30 室以上に対しては、5 室ごとに 1 台分。客室数が 100 以上の場合 100 室に対しては、100 室以下の場合と同じ。100 室以上に対しては、10 室あたり 1 台分。 |
| ③コンドミニアム  | 1 世帯に 1 台以上                                                                                                                |
| ④料理店      | 客席床の面積が 750 ㎡以下の場合、15 ㎡あたり 1 台以上。客席床の面積が 750 ㎡以上の場合、750 ㎡までは上記の基準。それ以上の部分については 30 ㎡あたり 1 台                                 |
| ⑤百貨店      | 20 ㎡に対して 1 台以上。                                                                                                            |
| ⑥事務所      | 60 ㎡あたり 1 台以上。                                                                                                             |
| ⑦ホテル等のホール | 10 ㎡あたり 1 台。                                                                                                               |
| ⑧大規模建築物   | 建物の利用の形態ごとに必要な駐車台数を合計したもの。または、120 ㎡に対して 1 台以上。                                                                             |

#### 4－２．バンコク都の駐車場ビルに関する条例の制定 (1978 年)

バンコク都は 1978 年、駐車場ビルの構造等に関する規定を設けた（7 台以上の駐車スペースを有するものが対象）。この結果、バンコク都では、政令第 7 条の規定に合わせてバンコク都の駐車場ビルに関する条例の規制も受けることとなった。バンコクの大規模な駐車場の特徴として、階数が 10 階で、壁が吹き抜けになっており、天井が比較的低いものが多いが、これは、この規定を反映しているものと思われる。バンコクの駐車場の構造に関係が深いと考えられる条項を列挙する。

- ① 駐車場ビルは地上 10 階以下とする。ただし、自動車エレベーターを設置している場合を除く。  
1 階以上の駐車場ビルは地上階では、少なくとも開口部は 2 側面にもうけ、その開口部の面積は壁面積の半分以上とする。また、開口部全体の面積は、その階の床面積の 10%以上とする。
- ② 地下の場合は、その階の空気全体を 15 分以内で換気できる装置を設けること。
- ③ 駐車場の高さ方向の建築限界は 2.1 m 以上とする。
- ④ 各階を移動するためのスロープは勾配 15% 以下とする。一つのスロープの高さは 5 m 以下とし、長さ 5 m 以上の踊り場を設けること。ただし、勾配が 10% 以下の螺旋状の斜路の場合を除く。斜路の終端部には 2.5m 以上の緩斜路を設ける。

#### 4－３．バンコク都建築条例（2001 年 8 月制定）に基づく 駐車場整備規定

建築監督法に基づくバンコク都の建築条例が 2001 年 8 月に制定された。この条例は、バンコク都内における建築全体に対する規定であり、この条例の第 9 章（第 82 条～107 条）に、駐車場付置義務、駐車場ビル建築基準が規定された。また、これに伴い、「バンコク都の駐車場ビルに関する条例（1978 年）」は廃止された。

この条例に定められた駐車場に関する規定を政令第 7 条で定められた国の基準と比較すると、対象となる建築物の範囲が広がり、工場、倉庫、病院、教育施設なども新たに加わった。また、駐車場整備水準については、ほぼ同じ要求水準となっている。

##### 1) 対象区域 バンコク都全域

##### 2) 規定の内容

##### （1）駐車場の設置が義務付けられる建築物

- ① 劇場
- ② ホテル
- ③ コンドミニアム 一世帯あたりの面積が 60 ㎡以上)
- ④ レストラン（客席床面積が 150 ㎡以上)
- ⑤ デパート（売り場面積 300 ㎡以上)
- ⑥ 事務所（事務所床面積 300 ㎡以上)
- ⑦ 市場（一棟あたりの面積が 300 ㎡以上)
- ⑧ 工場（一棟あたりの面積が 300 ㎡以上)
- ⑨ 倉庫（一棟あたり、あるいは一部の面積が 300 ㎡以上)
- ⑩ 物資貯蔵建築物
- ⑪ ショップハウス
- ⑫ 病院（一棟あたりの面積が 300 ㎡以上)
- ⑬ 教育施設（一棟あたりの面積が 300 ㎡以上)
- ⑭ 歓楽営業法に定める歓楽施設（一棟あたりの面積が 300 ㎡以上)
- ⑮ 商品展示場（一棟あたりの面積が 300 ㎡以上)
- ⑯ 大規模建築物（ただし、サイロのような、液体タンク、化学物質、その他資材等の貯蔵所を除く）（注：大規模建築物とは、延床面積 2000 ㎡以上、または、延床面積 1000 ㎡以上で高さ 15 m 以上のもの)
- ⑰ ②のホテル、④のレストラン、及び、⑯の大規模ビルのホール
- ⑱ 商業ビル（一棟あたり、あるいは一部の面積が 300 ㎡以上のもので、上記の条項に規定するものを除く）

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑮⑰⑱の面積の計算は、同一用途の各部屋の合計で、便所、エレベーター、安全室、人の立ち入らない書庫は含まない。

## (2) 設置すべき駐車場の台数

表－3 整備すべき駐車場台数（バンコク都条例 2001 年）

|                             |                                                                                                                                         |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①劇場                         | 観劇席 10 席に 1 台                                                                                                                           |
| ②ホテル                        | 客室 100 室以下のホテルの場合は、駐車場は最初の 30 室に対し 10 台以上、部屋数がそれ以上の場合には 5 室あたり 1 台。<br>客室 100 以上のホテルの場合は、最初の 100 室に対しては上述のとおり。100 室以上に対しては 10 室に対して 1 台 |
| ③コンドミニアム                    | 1 戸に対して 1 台                                                                                                                             |
| ④レストラン                      | 客室部分が、面積 150 m <sup>2</sup> に対して 10 台。それ以上の場合、20 平方メートルに対して 1 台。                                                                        |
| ⑤デパート                       | 床面積 20 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                           |
| ⑥事務所                        | 60 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                               |
| ⑦市場                         | 120 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                              |
| ⑧工場                         | 240 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                              |
| ⑨倉庫                         | 240 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                              |
| ⑩物資貯蔵建築                     | 120 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                              |
| ⑪ショップハウス                    | 1 世帯あたり 1 台。ただし 1 世帯あたりの面積は 240 m <sup>2</sup> 以上の場合には、120 m <sup>2</sup> あたり 1 台。                                                      |
| ⑫病院                         | 120 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                              |
| ⑬教育施設                       | 240 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                              |
| ⑭歓楽営業法に定める歓楽施設              | 60 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                               |
| ⑮商品展示場                      | 20 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                               |
| ⑯大規模建築                      | 120 m <sup>2</sup> あたり 1 台、あるいは床用途ごとの必要台数を合計した台数。                                                                                       |
| ⑰ ②のホテル、④のレストラン、⑯の大規模ビルのホール | 10 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                               |
| ⑱商業ビル                       | 60 m <sup>2</sup> あたり 1 台                                                                                                               |

## 5. バンコクにおける駐車場整備状況

### 5－1. 調査地区の設定

バンコクの市街地は、バンコクが首都に定められてから今日までの約 200 年間に形成された。この間に、交通の手段が水運から、馬車の利用、自動車の利用、高架鉄道、地下鉄と変化し、これに伴い、建物の建築形態、道路の整備、まちの形態も多様な変化を遂げてきた。

特に、1974 年に建築監督法にもとづく政令第 7 号により、建築物への駐車場付置が義務付けられた前後では、駐車場の整備状況に大きな違いが見られる。そこで、バンコクの駐車場の全般の実態把握を行なうにあたって、市街化の進展と駐車場付置義務開始年度（1974 年）を

踏まえながら、中心性の高い地区 4 地区を対象地区として選択した。



図－4 調査対象地区

#### (1) ワング・ブラパー・ピロム地区（プラナコン区）

1782 年にバンコクが開設された際、王宮を中心に二重に環状の水路で取り囲んだ内側をバンコクの区域とし、この中に都市が建設された。この地区は現在プラナコン区と呼ばれているが、バンコクでは最も古い市街地である。ワング・ブラパー・ピロム地区は、プラナコン区の中では、唯一中高層建築が認められている地区であり、マーケットなどの商業施設等が立地している。タイで最大のデパートであるセントラルデパートは、1957 年にこの地区に近代的デパートを建設したが、これを契機に大きな発展を遂げた。

#### (2) クローントム地区（ポムプラーム区）

バンコクは、その居住人口が増加したため、1852 年、従来の 2 つの環状水路の外側にもう一つの環状水路を建設し、そこまでをバンコクの区域とした。当時のバンコクの人口は 40 万人といわれている。クローントム地区は、このときに新たに組み入れられた地域に所在する。

#### (3) サイヤム地区（パトゥムワン区）

1970 年代からショッピングセンターが立地をはじめ、現在では、バンコク最大の商業区域となっている。ここに立地するおもな商業施設の開業時期は、サイアムスクエアとサイアムスクエア以外は、1974 年の駐車場付置義務制度が制定されて以降の建築であり、夫々の商業施設が多量の駐車場を付置している。

#### (4) ラチャダ・ピセーク地区（ディンデーン区）

バンコクの既存市街地に隣接する未利用地を縫って幹線道路（ラチャダピセーク道路）が建設され、1990 年代に入って、その沿道に大形の事務所、ショッピングセンター等が多数進出した。大規模な歓楽施設も数多く

進出し、バンコクの新たな歓楽街となっている。

## 5-2. 調査結果

### (1) ワング・ブラパー・ピロム地区

街並みが形成された時点では駐車場は考慮されていなかったが、地区内のビルやショッピングセンター等の再整備、建設に伴う駐車場が整備されたほか、駐車場を付置していない建物の利用者が駐車のあるものに対しては空地などを利用した有料駐車場が存在する。また、ショップハウスの前面の通路を利用した駐車もある。

この地区の面積は、11.4ha、駐車場台数は1,560台で、駐車場密度は137台/haである。

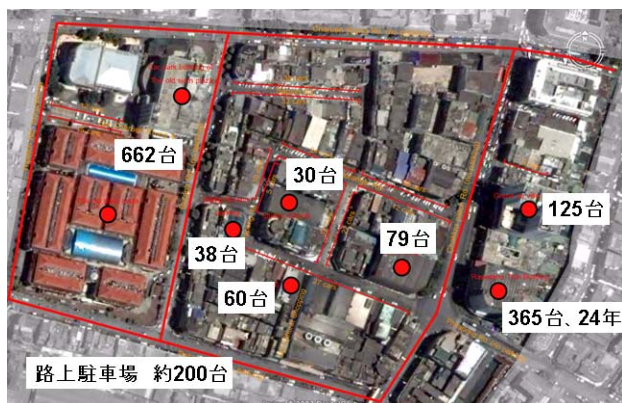


図-5 ワング・ブラパー・ピロム地区の駐車場

### (2) クローントン地区

電気部品や電気製品、その他の中古品などを扱った店が集中した地区であり、泥棒マーケットとも言われる地区である。街並みが形成された時点では駐車場は考慮されていなかったが、近年、数箇所共同利用の駐車場が建設された。

この地区の面積は、6.6ha、駐車場台数は555台で、駐車場密度は84台/haである。

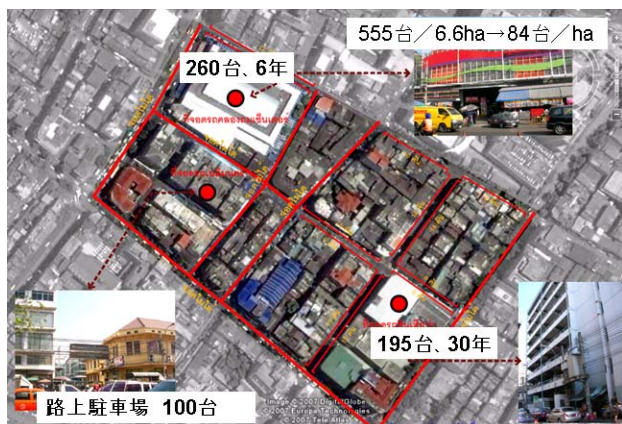


図-6 クローントン地区の駐車場

### (3) サイアム地区

この地区の中では、建設時期が最も古いサイアムスクエアでは、地面を駐車場として利用しているが、それ以外のショッピングセンターは、それぞれ大規模な駐車場

を整備している。この地区の面積は、84ha、駐車場台数は13,104台で、駐車場密度は156台/haである。

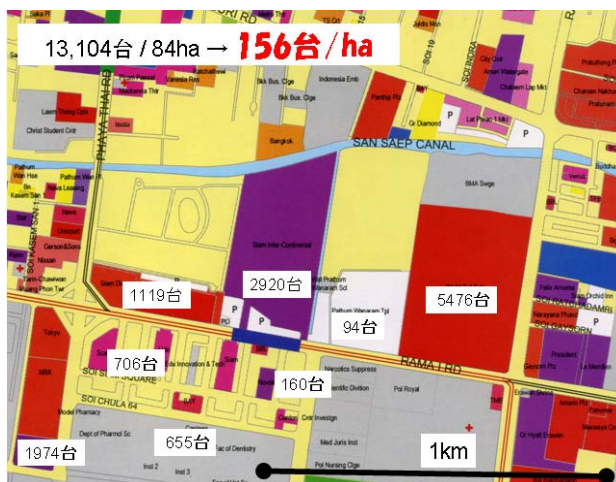


図-7 サイアム地区の駐車場

### (4) ラチャダピセーク

この地区の商業ビル、事務所ビルは、ラチャダピセークの沿道に立地し、それぞれが大規模な駐車場を備えているが、それぞれの建物が独立した形態であり、地区全体として駐車場を共有する形態にはなっていない。

### (5) まとめ

調査の結果、駐車場の整備密度が最も高かったのは、サイアム地区で156台/ha。もともとの開発では駐車場が考慮されていなかったが、近年共同利用の駐車場の整備が進んだクローントン地区で84台/ha。同様に開発当初は駐車場が考慮されていなかったがその後の建替え、ショッピングセンターの整備に伴う駐車場整備等の行われたワング・ブラパー・ピロム地区で137台/haとなっている。

## 6. 駐車場整備に係る国際比較

### (1) 駐車場付置義務比較

表-4 自動車駐車場付置義務台数の国際比較<sup>3)</sup>

| 都市        |    | 用途   | 付置義務台数       |
|-----------|----|------|--------------|
| Bangkok   | 下限 | 事務所  | 167 台/ha     |
| Thailand  |    | 商業施設 | 167-500 台/ha |
| Houston   | 下限 | 事務所  | 269 台/ha     |
| USA       |    | 商業施設 | 431-538 台/ha |
| Portland  | 上限 | 事務所  | 75 台/ha      |
| USA       |    | 商業施設 | 180-358 台/ha |
| Frankfurt | 上限 | 事務所  | 286 台/ha     |
| German    |    | 商業施設 | 333-666 台/ha |
| 東京        | 下限 | 事務所  | 33-50 台/ha   |
|           |    | 商業施設 | 33-50 台/ha   |

バンコクの付置義務台数について、欧米の諸都市と比較すると、商業施設の場合はほぼ同じで、事務所の場合

若干少なくなっている。日本（東京）の場合と比較すると事務所では約 3 倍、商業施設では約 10 倍の駐車場整備が義務付けられている。

## （2）都心部駐車場密度の国際比較

表－5 都心部駐車場密度の国際比較<sup>4)</sup>

| 都市               | 人口<br>(万人) | 自動車保有率<br>(台/人) | 中心地区<br>面積(ha) | 駐車場台<br>数密度<br>(台/ha) |
|------------------|------------|-----------------|----------------|-----------------------|
| バンコク<br>(サイラム地区) | 566        | 527             | 84             | 156                   |
| Houston          | 201        | 804             | 477            | 216                   |
| Portland         | 56         | 849             | 135            | 120                   |
| Frankfurt        | 64         | 581             | 150            | 60                    |
| 渋谷               | 19         | 317             | 80             | 48                    |
| 新宿               | 27         | 252             | 173            | 67                    |
| 池袋               | 24         | 229             | 88             | 78                    |
| 横浜市              | 350        | 377             | 139            | 53                    |
| さいたま市            | 116        | 445             | 269            | 33                    |
| 甲府市              | 19         | 714             | 114            | 80                    |
| 佐賀市              | 20         | 660             | 174            | 76                    |

日本の中心市街地における駐車場密度は大都市部で平均 60 台～80 台/ha であり、バンコクの 156 台/ha はこれを上回り、アメリカの大都市なみの密度となっている。

## 7. 結論

バンコクにおける駐車場整備に関する規定及び駐車場整備の実態調査によって次のことが明らかになった。

### （1）駐車場の設置に関する規定

- ① タイにおいては、駐車場の付置義務が 1974 年から制度化されている。
- ② 基準は、日本のものを大きく上回り欧米諸国の基準に近いものである。
- ③ 制定当時の自動車保有の状況を考えると、かなり大胆な判断があったものと思われる。

### （2）駐車場の整備状況

- ① バンコクの商業拠点での駐車場整備の状況は、日本の大都市部、及び、地方都市部の駐車場整備の状況を上回るものである。
- ② バンコクでは、駐車場付置義務が制度化される前に市街化が進んだ地区においても、建築物の再整備などにあわせて駐車場の整備が進められている。
- ③ バンコクでは、駐車場が日本に比べかなり整備されているにもかかわらず、駐車場が十分に整備されているとはいえない。新しいショッピングセンターなどでも大規模な駐車場が常に一杯である。大型の事務所ビルの場合には、駐車スペースの不足から、駐車スペース以外に無理に駐車するなどの駐車場利

用の混乱も見られる。

- ④ 王宮周辺における大型観光バスの駐車場が不足しているなど、地区に固有の課題も存在する。

## （3）まとめ

- ① バンコクでは、高架鉄道や地下鉄整備が急ピッチで進められており、自動車交通から公共交通への転換が図られているが、バンコクの自動車保有台数は引き続き増加を続けており、今後、自動車交通の増加により道路渋滞が一層深刻化する恐れがある。

また、都心部における駐車場整備の需要も増加していくものと考えられる。

- ② こうした事態を避けるためには、自動車保有をステータスシンボルとして、自動車利用にこだわる市民を、公共交通利用へ誘導していくため、公共交通の更なる利便性向上を図っていくことが必要である。
- ③ 個別の建物の駐車場整備に当たっては現行の整備水準を維持しつつ、駐車場利用の目的や地区の特性を踏まえ、道路交通への影響や公共交通利用の利便性を促進に配慮しつつ駐車場整備を進める必要がある。
- ④ 公共交通の利便性向上を図る具体的な施策として次のものが考えられる。
  - ◇鉄軌道等の整備にあわせた郊外駅を中心とした街づくりを進めるため、P&R 駐車場の整備、駅前広場機能の充実、郊外駅を起点としたアクセスバス網の再編、駅を中心とした拠点的な市街地整備等
  - ◇バス、鉄軌道等の公共交通利用料金の統合
  - ◇都心部におけるバス、鉄軌道等の乗り換えの利便性の向上、都心部でのバスターミナルの整備等

## 【謝辞】

本研究は、財団法人国際交通安全学会研究調査プロジェクト「安全・快適な都心歩行環境を支える駐車場のあり方研究」（平成 19～21 年度）の支援によって行ったものである。財団の関係者の皆様、プロジェクトのメンバー（阪井清志、中村文彦、半田真理子、松村みち子、松本篤、敬称略）の皆様方に、この場を借りて御礼申し上げます。

## 【参考文献】

- 1) タイ国内閣府官報検索サイト  
<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/RKJ/index/index.htm>
- 2) バンコク日本人商工会議所：「タイ（国経済概況 2004/2005）p 371、及び、タイ国運輸省陸上交通局ホームページからの入手データをもとに作成。
- 3) 4) 岸井隆幸等：安全・快適な都市歩行環境を支える駐車場のあり方研究報告書」（財）国際交通安全学会、平成 21 年 3 月、pp. 124-125